

野生鳥獣を捕獲するには 狩猟免許や捕獲許可が必要です！



鳥獣保護法に基づく狩猟免許又は捕獲許可を持たずに、とらばさみ、はこわな等の猟具を使用し、野生の鳥獣を捕獲することは原則禁止されています。

鳥獣保護法に違反して、野生の鳥獣を捕獲した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

とらばさみ、はこわな等の猟具を使用し、野生鳥獣を捕獲するには、狩猟期間(11月15日～2月15日)であれば、狩猟免許を取得した上で狩猟者登録をしなければなりません。また、狩猟期間以外であれば、県及び市町村が交付する捕獲許可の従事者にならなければ捕獲できません。従事者になるには原則狩猟免許を取得していることが条件です。

狩猟免許試験(筆記、適正及び技能)は、例年、県が7月から8月の期間2回実施しています。狩猟免許試験の詳細については阿蘇地域振興局農林部林務課(TEL 22-1111)までお問い合わせ下さい。

身体障害者等の軽自動車税減免の手続きについて

対象となる軽自動車	軽自動車の運転者	使用目的	減免申請に必要な書類等	減免の条件等
所有者が身体障害者の方の軽自動車	身体障害者本人	特に問わない	身障者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、車検証、運転免許証、印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ・身障者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ※障害の程度により減免の対象とならない場合もあります。 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号に基づく) ・車検証に自家用と記載されているもの (所有者は障害者本人) ・減免台数は障害者1人につき1台(普通車・軽自動車の何れか1台に限る)
	身体障害者等と生計を一にする者 身体障害者等を常時介護する者	身体障害者等の通学 通院 通所 通勤 生業 のために使用するもの。	上記のほか 通学……通学証明書 通院……通院証明書 通所……通所証明書 通勤……通勤証明書 生業……所得証明書等のいずれか 身体障害者等を常時介護する方は、併せて常時介護証明が必要です	
社会福祉法人の福祉施設専用軽自動車 (第1種社会福祉事業を営む施設であることが条件)	特に問わない	収容者の収容、移送や供与物品の輸送専用車	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証(写し) ・自動車運行状況書(運行日誌の写し) ・福祉施設の設立認可書(写し) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種社会福祉事業を営む施設(社会福祉法第2条)に該当する社会福祉法人が所有または使用する軽自動車 (特別養護老人ホーム、重度心身障害児施設、身障者授産施設等) ・福祉施設において収容者の収容、移送や供与物品の輸送専用車 ※これらの専用とは、<u>年間の走行キロ数の60%を超える軽自動車</u> 第2種=老人デイサービス事業、老人在宅介護事業等は該当しません。

減免申請期限 平成18年5月24日(水)まで

申請場所 阿蘇市役所税務課窓口、および各支所税務窓口